

此石五万九千九百六拾四石餘

米六万五千四百六拾四俵餘

此石貳万貳千九百拾貳石餘

内米六万五千三百八拾四俵餘
米八拾俵

同以下

御本高
御足高

張紙直段

〔吹塵錄徳川氏張紙直段

旗下家人の俸祿は、春夏冬の三季に分ちて下附す、而して其米額悉皆米にて給與する事あり、又幾分を代金にて給與する事あり、其價格毎季同じからず、百俵即ち三拾五石ニ付、金若干兩と定め貼紙を以て之を示す事なり、之を三季張紙直段と稱す、今承應元年より、弘化三年春までの張紙直段の書面を得たれば、此に謄録す、

因に云、古代は知らず、近世は俸祿金額の四分之一を春借米、四分之一を夏借米、二分之一を冬切米と稱し、春は二月、夏は五月、冬は十月に渡したるなり、延寶二年以前には、春借米あらざりしものか、或は皆米渡なりし故に、直段帳に記載せざりしものか、いまだ詳ならず、

御張紙直段

承應元辰

夏拾八兩

冬貳拾三兩

同二巳

夏貳拾壹兩

冬壹兩ニ壹石五斗替○中略

寛文三卯

夏米計ニ而被下○中略

同五巳

夏三拾五兩

冬同斷○中略

小切米ハ皆米、又ハ三分一金子、
大切米ハ皆米、又ハ三分一金子、
御役料ハ皆金、
小切米ハ三分二御役料ハ皆金、
大切米ハ三分二御役料ハ皆金、